

平成28年度 第1回

芦屋市都市計画審議会

資 料

平成28年5月23日(月)
芦 屋 市

《 資料 一 覧 》

【 報 告 事 項 】

1. 芦屋市都市計画マスタープランの見直しについて ①

【 案 件 概 略 位 置 図 】



芦屋市都市計画マスタープランの見直しについて

【報告事項】

芦屋市都市計画マスタープラン 見直しの概要について

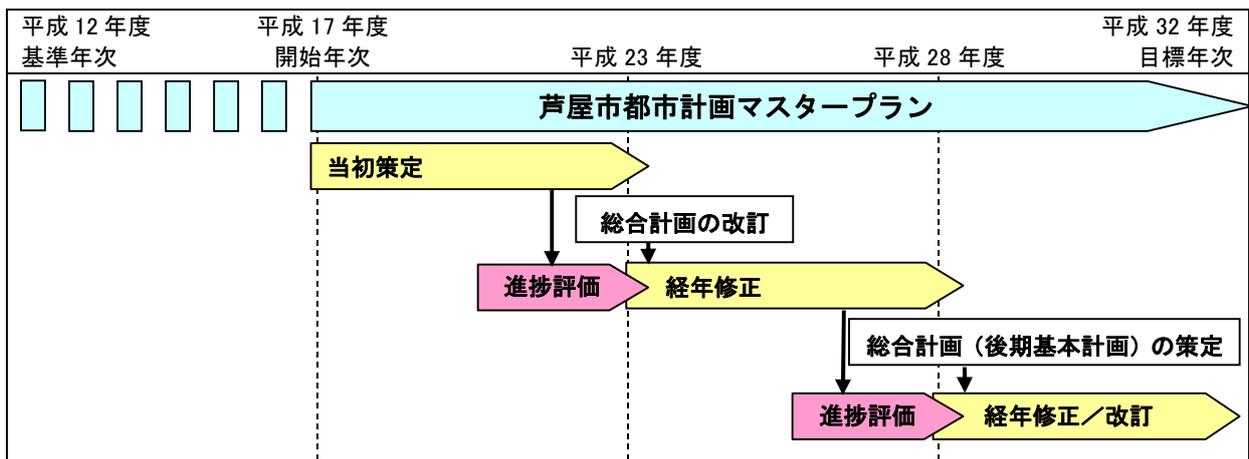
1. 計画の位置づけと見直しの経緯

芦屋市都市計画マスタープラン（以下「都市マス」）は、芦屋市のまちづくりの理念となる「第3次芦屋市総合計画」をもとに、概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、概ね10年間の都市計画の具体的な方針を示すものとして、平成17年3月に策定しています。

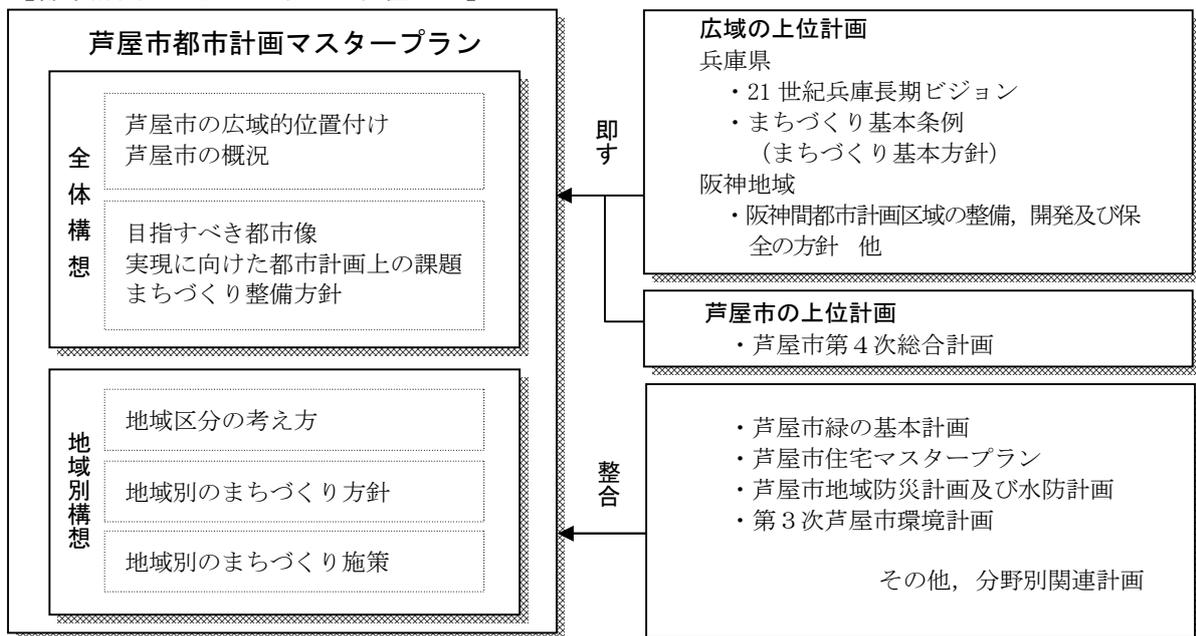
また、都市マスは上位計画である総合計画に即して定めることが望ましいとされていることから、「第4次芦屋市総合計画」の策定に伴い、整備方針に対する進捗評価を行うとともに、その他関連計画との整合を図り、平成24年3月に改訂を行っています。

今回、総合計画においては後期基本計画が策定されたこと、及び現行都市マスについても改訂より概ね5年が経過することから、進捗評価等の調査を実施した結果、関連計画の改訂等を踏まえ、所要の修正を要することから前回同様、時点修正による見直しを行います。

【見直しの流れ】



【都市計画マスタープランの位置づけ】



2. 総合計画等との整合性と進捗評価についての調査について

都市マスの「全体構想」のうち、具体的方針を示す「まちづくり整備方針」について、整合性の確認と進捗評価を行い、見直しの必要性を検討しました。

3. 見直しの方針

調査の結果、現行都市マスと現状の方向性は、概ね整合が図られているため、目指すべき都市像については、当初の設定を基本的に継続するものとしますが、目標年次（平成 32 年度）に向け、計画の実効性を図っていくため、総合計画の後期基本計画を反映するとともに、未実施及び実施中の項目についても、現状の課題、経年変化等を踏まえ、所要の修正を要することから、以下の項目に着目し、時点修正による見直しを行います。

- (1) 達成項目の削除等、進捗に伴う修正
- (2) 経年変化による修正及び後期基本計画の反映
- (3) 個別計画との不整合、達成困難な計画の削除・見直し

4. 主な見直し内容

(1) 後期基本計画の反映

① 都市景観形成の方針

- ・ 「景観計画」や「芦屋市屋外広告物条例」など策定した計画・条例に基づく、景観の保全や向上、良好な都市景観の形成について

② 都市施設整備の方針

- ・ 事業の優先性や財政状況を考慮した、効率的な活用や計画的な整備、適正な維持管理による公共施設整備について

(2) 現行計画に対する進捗評価等を踏まえた経年修正

改訂より概ね5年が経過し、各整備方針に示された目標項目には、既に達成されたもの、実施中もしくは実施に向けて検討中のもの、未実施のものなどがあります。見直しにあたっては、各施策に関連する課において、これらの進捗状況に対する評価を実施するとともに、現状での課題や今後の対応方針を洗い出し、事業の進捗や新たに策定された計画、課題に応じた修正を行います。

また、上位計画である芦屋市第4次総合計画の後期基本計画が策定されたことから、基本計画におけるまちづくりの目標、各施策を踏まえ、これらとの整合を図りつつ、経年修正を行います。

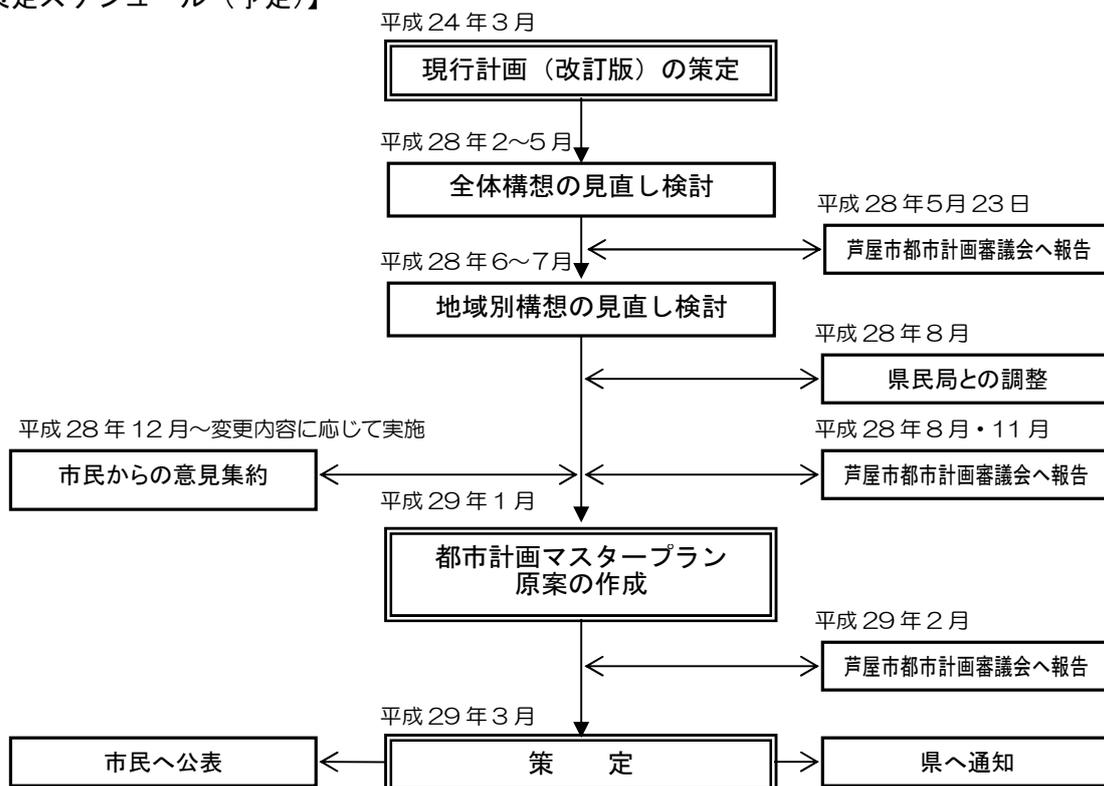
※ 今回は概ね5年ごとに実施する時点修正とするため、計画目標年次（平成 32 年度）に変更はありません。したがって、長期的な視点で設定されている目指すべき都市像については、現行計画の考え方を踏襲することを基本とします。

5. スケジュール

見直しにあたっては、市の関係各課において、現行計画に位置づけた整備方針の進捗状況に対する評価を行ったうえで、変更の内容に応じて市民意見の集約を行い、芦屋市都市計画審議会への報告等を経て策定します。

策定の流れは概ね下記のとおりです。(スケジュールの詳細は次頁を参照)

【策定スケジュール（予定）】



■ 芦屋市都市計画マスタープランの構成

序論・現況 (P1~17)

全体構想 (P21~65)

1 目指すべき都市像

- (1) まちづくりの基本的な考え方
- (2) 将来の都市像
- (3) 将来の都市構造
- (4) 庭園都市構造

2 実現に向けた都市計画上の主要課題

- (1) 土地利用
- (2) 都市施設
- (3) 自然環境保全及び都市環境
- (4) 都市景観
- (5) 市街地及び住宅地
- (6) 都市防災
- (7) 福祉のまちづくり
- (8) 市民と行政による参画と協働のまちづくり

3 まちづくり整備方針

- (1) 土地利用の方針
- (2) 都市施設整備の方針
- (3) 自然環境保全及び都市環境形成の方針
- (4) 都市景観形成の方針
- (5) 市街地及び住宅地整備の方針
- (6) 都市防災の方針
- (7) 福祉のまちづくり方針
- (8) 市民と行政による参画と協働のまちづくり

地域別構想 (P69~126)

1 地域区分の考え方

2 北部地域のまちづくり方針

- (1) 地域の現況, 課題及び将来像
- (2) 土地利用の方針
- (3) 都市施設整備の方針
- (4) 自然環境保全及び都市環境形成の方針
- (5) 都市景観形成の方針
- (6) 都市防災の方針
- (7) 福祉のまちづくり方針

3 山手地域のまちづくり方針

- (1) 地域の現況, 課題及び将来像
- (2) 土地利用の方針
- (3) 都市施設整備の方針
- (4) 自然環境保全及び都市環境形成の方針
- (5) 都市景観形成の方針
- (6) 市街地整備の方針
- (7) 都市防災の方針
- (8) 福祉のまちづくり方針

4 中央地域のまちづくり方針

- (1) 地域の現況, 課題及び将来像
- (2) 土地利用の方針
- (3) 都市施設整備の方針
- (4) 自然環境保全及び都市環境形成の方針
- (5) 都市景観形成の方針
- (6) 市街地整備の方針
- (7) 都市防災の方針
- (8) 福祉のまちづくり方針

5 浜地域のまちづくり方針

- (1) 地域の現況, 課題及び将来像
- (2) 土地利用の方針
- (3) 都市施設整備の方針
- (4) 自然環境保全及び都市環境形成の方針
- (5) 都市景観形成の方針
- (6) 都市防災の方針
- (7) 福祉のまちづくり方針

6 南芦屋浜地域のまちづくり方針

- (1) 地域の現況, 課題及び将来像
- (2) 土地利用の方針
- (3) 都市施設整備の方針
- (4) 自然環境保全及び都市環境形成の方針
- (5) 都市景観形成の方針
- (6) 市街地及び住宅地整備の方針
- (7) 都市防災の方針
- (8) 福祉のまちづくり方針

資料 (P129~149)

※ 現時点で進捗評価等を実施済

■ 芦屋市都市計画マスタープランにおける目標項目

【全体構想】 3 まちづくり整備方針

目標項目			
大項目	中項目	小項目	
(1) 土地利用の方針 P37~40	1) 市街地の区域		
		2) 土地利用配置方針	
	3) 用途別土地利用方針	①住宅系の土地利用方針 全般	
		全般	
		1) 低層住宅地	
		2) 中低層住宅地	
		3) 中高層住宅地	
		4) 沿道複合型住宅地	
		②商業系の土地利用方針	
		全般	
		1) 商業地	
		2) 住商共存地	
	③その他の土地利用方針		
1) 生活利便施設用地・住居利便施設用地			
2) 海洋レクリエーション地			
3) 北部地域（山地）等			
(2) 都市施設整備の方針 P41~46	全般		
	1) 公共交通機関等の整備方針	①鉄道	
		②バス	
		③駅前広場	
	2) 駐車場等の整備方針	①駐車場	
		②駐輪場	
	3) 道路施設の整備方針	全般	
		①都市高速道路	
		②広域幹線道路	
		③地域幹線道路	
		④地区幹線道路	
		⑤区画道路	
		⑥交通施設整備の際の配慮事項	
	⑦都市計画道路の事業化に際しての配慮事項		
	4) 公園・緑地の整備方針	全般	
		①都市計画公園・緑地	
	②その他の公園・緑地		
5) その他都市施設の整備方針	全般		
	①下水道整備方針		
	②河川及び水路の整備方針		
	③生活環境衛生関連		
	④水道施設の整備方針		
⑤情報通信網の構築について			
(3) 自然環境保全及び都市環境形成の方針 P47~51	全般		
	1) 自然環境の保全と活用	①優れた自然環境の恒久的保全	
		②水辺の自然環境保全	
		③人と自然が触れ合う環境づくり	
	2) 都市環境の保全と形成	①住環境の保全と形成	
		②屋上緑化・壁面緑化の推進	
		③緑のリサイクルの推進	
		④海浜環境の保全	
		⑤河川を生かした潤いある都市環境の形成	
	3) 都市環境に資するネットワークの形成	①水と緑のネットワークの形成	
		②歴史のネットワークの形成	
	4) 環境問題にかかわるまちづくり方針	①地球環境保全のための方針	
		②公害のないまちづくり	
③環境教育への取り組み			
(4) 都市景観形成の方針 P52~55	全般		
	1) 都市景観保全の方針		
	2) 都市景観形成の方針		
	3) 統一感のある街並みの形成	全般	
①やまのゾーン			
②まちのゾーン			
③海のゾーン			

目標項目		
大項目	中項目	小項目
(5) 市街地及び住宅地整備の方針 P56～58	全般	
	1) 市街地の整備及び保全の方針	①市街地の拡大抑制 ②良好な住宅地の保全 ③良好な住宅地への規制・誘導 ④都市景観形成のための規制・誘導 ⑤新市街地の整備 ⑥市街地開発事業の検討
	2) 住宅の整備方針	全般 ①公営住宅の適正な維持管理 ②その他住宅の整備・改修等
(6) 都市防災の方針 P59～61	全般	
	1) 防災系緑地の配置	①山地の防災対策 ②公園・緑地の整備 ③防災緑地軸の形成
	2) 防災活動基盤の形成	①防災路線の整備 ②防災活動拠点の機能充実 ③災害に強いまちづくりの推進
(7) 福祉のまちづくり方針 P62～63	全般	
	1) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	
	2) 子どもたちが楽しめるまちづくり	
	3) レクリエーションの場の整備	
(8) 市民と行政による参画と協働のまちづくり P64～65	1) 市民と描くまちづくり	①市民と描くまちの設計 ②まちづくりへの参画と協働 ③まちづくり活動への支援
	2) 市民と行政の協働によるまちづくりの推進	全般 ①道路・公園等の維持管理 ②花いっぱいのもちづくり ③NPOによる美化 ④市民「花と緑」の美化リーダーの養成
	3) 説明責任（アカウンタビリティ）の向上	全般
	4) 行財政を踏まえた整備	①効果、効率を重視した整備 ②広域行政での連携